

第 151 話〈悔やみ雪〉の要約と参考資料

第 151 話〈悔やみ雪〉の要約

第 1 次知事あっせんの取材は生涯忘れられない屈辱の体験でした。宮崎県が患者を外部との連絡を絶った密室で夜遅くまでかけて強引にのませた低額補償。その取材で無力さを味わった私は、やがて新聞記者を辞めて土呂久の記録者、被害者の運動の支援者になりました。

第 151 話〈悔やみ雪〉の参考資料

1 5 1 - 1

西日本新聞聞き書きシリーズ「山峡のシンフォニー」(筆者・中山憲康)

第 26 回「知事 あっせんに動く」(2018 年 1 月 15 日)

宮崎県の社会医学的調査の最終報告が出た 1972 年 7 月 31 日、7 人を慢性ヒ素中毒症に判定すると同時に、驚きの発表がありました。黒木博知事が、旧土呂久鉱山の鉱業権を持つ住友金属鉱山(東京)と 7 人との補償交渉のあっせんに乗り出すと表明したのです。「補償」の話が一気に出てきたこと。閉山後に鉱業権を取得したことを理由に「操業には関知しない」としていた住友鉱を引き出したこと。両者から頼まれていないのにあっせんに立つこと。知事の思惑は何なのだろうか、といふかったものです。

黒木知事は、住友鉱の正式依頼を取り付けると、8 月 10 日に土呂久へ行き、「あっせんを任せてください」と患者宅を回りました。佐藤鶴江さんは「その姿はまるで、神様のようなだった」と言い、鶴野秀男さんは「あばら家にひざまずいた知事の言葉をありがたいと思った」と語っています。

その後、県の担当職員は水面下で患者との接触を繰り返しました。静寂が続く間、認定されなかった土呂久住民を中心に被害者の会設立の話が持ち上がりましたが、患者らは「知事さんが力になってくださりよるとに」と参加を拒みました。静寂は 12 月 27 日の朝、突然に破られました。岩戸小の教師、齋藤正健さんから電話がかかってきたのです。

「昨夜、鶴江さんから連絡があり、今日、宮崎市であっせん交渉に臨むそうです。患者さんのことをお願いします」。前夜から何度も電話をくれたそうですが、「交渉は年明けだろう」と高をくくっていた僕は、飲み歩いでいました。

慌てて県のあっせん交渉責任者に電話すると「東京へ出張中」だと言います。うそでした。数日前から高千穂町で患者たちと折衝していたのです。

西日本新聞が朝刊で、あっせん案について報じたこともあり、マスコミ各社が騒ぎ始めました。県は仕方なく、交渉の冒頭を公開しました。午後 4 時前、会場で鶴江さんに声を掛けましたが、「齋藤先生へ電話したことは黙っといてください。内緒にと言われと

ります」と耳打ちされました。

記者を締め出した交渉が始まりました。僕は部屋の外で患者さんを待っていましたが、「夜9時半に途中経過を報告します。また来てください」という職員の言葉に促され、原稿を書きに支局へと戻りました。その時は、あんな事態になってしまうとは想像もできませんでした。

(聞き手 中山憲康)

第27回「深い自責の念 刻んで」(2018年1月)

「忙しにかまけて取材・追及を怠ったことへの反省 自責の念 大変深い」。あの時の心情が、取材ノートの裏に書き留めてあります。土呂久鉦害の知事あっせん交渉は1972年12月27日から28日にかけて行われました。7人の患者は外部との連絡を絶たれた宮崎市内の宿泊施設で、平均240万円という低額補償金を押し付けられたのです。

半世紀にわたる病苦の補償対象は皮膚症状のみ。「補償金を受領したのちは、……名目のいかに問わず、……一切の請求をしないものとする」という請求権放棄の条項付き。マスコミは、交渉過程から完全に締め出されていました。

年明けの1月11日。僕は小雪舞う土呂久に、患者宅を訪ねました。ぎりぎりまで粘り強く抵抗したのは佐藤鶴江さんと鶴野秀男さんでした。夜遅くまで交代で呼び出され、県職員から説得工作を受けました。「神と頼んだ知事さんに裏切られた」。鶴江さんは、思い出すたびに悔しさが噴き出してくるようでした。「新聞記者は一人もおらん。相談相手がおらんここで根負けしてしもうた。調印式でも『知事さん、待ってください』と言いたかったけど、ここで言うたらえらい騒ぎになるじゃろち思うて……」

鶴江さんは、隣県で進む水俣病裁判の原告患者を参考に自らの補償額を1660万円と計算しましたが、受け取ったのはわずかに300万円でした。秀男さんも、逸失利益や精神的苦痛などの慰謝料から算出した2486万円の要求額の内訳メモを持参していました。肺や腎臓、目などの症状を訴えたのに、県は「皮膚だけ、全身の症状は認められない」の一点張り。結局350万円です承させられたのです。「現時点では学問的に認められんと言われては、どうしようもないですわね」

患者の無念を伝える「土呂久の新年」(全3回)は、16日付から朝日新聞宮崎版に掲載されました。これが宮崎支局で最後の土呂久記事となりました。3月に西部本社社会部折尾駐在へ異動となったのです。

(聞き手 中山憲康)

151-2 朝日新聞記者川原一之の日記

1972年12月29日(金) 夜、夜行列車で北九州へ帰ってきた。屈辱の思いで胸が締め付けられている。28日正午までに、土呂久の慢性砒素中毒患者7人と鉦業権者住友金属鉦山の補償交渉はまとまった。(略) もっとぼくが尽力しておれば、との悔いもある。年末妥結は、あまりに早急で予想していなかった。それは地元の支援者、

斎藤、阪本先生たちも同じ気持ちだったようだ。ぼくが、もっぱらニュース・ソースを支援者や患者に頼りすぎた結果だったろう。県からもっと取材しておれば、早くキャッチできたかもしれない。ぼくが知ったのは27日朝。(略) 土呂久鉦害「闘争」は、新聞を頼みにしなければならなかった。それは、斎藤先生という指導者が、新聞への過度の期待を抱いた。そのどうしようもない体質によるのであろうか。かもしれないが、いちばんの欠陥は、運動体をつくりだせなかったことだ。患者の「力」はこの運動体、別の言葉でいえば、組織、土呂久住民の結束はおろか、支援団体さえつくりだせなかった。このことは、どんなに悔やみ、また反省しても、十分すぎることはまずない。運動体の重要性に気付かなかったのは、ぼくのように「味方」の顔をした新聞記者がいたせいかもしれない。新聞記者として、新聞に書くことでしかかわろうとしなかったからかもしれない。むしろ、その裏返しに、運動体ができなかったから、新聞へ幻想をもたざるをえなかったのかもしれないが……。

*第一次知事あっせんの経過は「凍てつく里の悔み雪」(「辺境の石文」)に詳しく書いた。

1973年1月15日(月) 11日から13日まで土呂久へ行った。新年の土呂久は、新しい段階を迎えているナ、と感じさせられた。補償金が支払われたことのもつ意味は大きい。50年間叫びつづけて、認められたことのない人たちが、はじめて実感として、その訴えが補償金の形で返ってくることを知らされたわけだ。ある住民は「欲」という言葉で、そうした変化を否定した。「欲」——それは汚い言葉なのか。語感の問題は別として、貧しく行政に見捨てられていた土地の住民が、金を求める気持ちになんの不思議もない。(略) 佐藤カジさんという老女。彼女は11月ごろ精密検査を受けたのだが、これまで「患者に認定されることは恥」との立場だった。ハルエさん方で囲炉裏のそばで話しているところへ、ぼくが訪れた。そして、口をつくのは「アヤ子(補償金200万円を受けた)は私の実の娘」「私のとこは亜砒の煙でマユがやられた」……がらっと、態度は一変したのだった。

*このときが、宮崎支局在任中の最後の土呂久取材となった。1月16日から18日にかけて「土呂久の新年」というタイトルで3回連載された。

151-3 「凍てつく里の悔み雪」(川原一之著「辺境の石文」P10~P37)より抜粋

補償交渉が始まると知ったのは、(1972年12月)27日朝のことだった。土呂久公害を発掘した高千穂町岩戸小の斎藤正健先生から電話があった。「昨夜、鶴江さんが連絡してきて、今日宮崎市へ行って、斡旋交渉にのぞむそうです。わたしは行けそうにないので、患者さんのことをよろしくお願いします」。前夜、斎藤先生は何度か電話してくれたのだが、ぼくは友人と飲み歩いて不在だった。新聞記者としてまったく恥ずかしいことに、その知らせを受けるまで、交渉についてなんの情報も入手していなかった。年明けだろう、

と高を括っていた。あわてて、県の斡旋交渉担当者の後藤一高環境長へ電話した。職員が「環境長は東京へ出張中です」と答えた。これはカモフラージュだった。あとで患者さんに聞くと、実は後藤環境長は数日前から、高千穂町へ行き患者さんと折衝していた。「27日に鉾山側にも宮崎市へ来てもらい、補償交渉を始める。解決したときのために、印鑑を持ってきてくれ」といつている。突然の、しかも強引な呼び出しだった。年の瀬を迎え、どの家庭も現金を必要とする時期だ。患者側は応じた。県は交渉場所をどこにするか、患者さんと相談しなかった。それどころか「新聞記者が中にはいると、まとまる交渉もつぶれてしまう。交渉のことは、だれにもいうな」と釘をさした。27日早朝、患者さんは県の職員に案内されて、宮崎市へ向かった。この情報をつかんだ県政記者クラブが騒ぎ始めて、「交渉のことは知らぬ存ぜぬ」で押し切ろうとしていた県も、午後から交渉にはいることを認めた。午後4時から宮崎市役所裏の日向荘で、土呂久鉾山の鉾業権を持つ住友金属鉾山代表と患者7人が初めて顔を合わせる。その場면을30分間だけ公開する、と約束した。

これまでの経過説明のために、午後2時45分黒木博県知事と後藤環境長が県政記者室に姿を見せた。(略) 黒木知事は「被害者の立場」を盛んに口にしながら、ここで述べたのは、なんとしてでも年内に決着させる意気込みと、他の休廃止鉾山に及ぼす影響を考慮する、ことだった。斡旋案に示された補償額は最高320万円、最低160万円、7人に合わせて1520万円という非常識なほどの低額だ。半世紀にわたる苦痛の代償が、1人平均たったの200余万円。これを「たいへんいい内容」と判断するのが、黒木知事のいう「被害者の立場」だった。

後藤環境長は補償額の算出基準について説明した。

過去と現在の医療費は、国民健康保険をもとに調べたが、全部を明確にできなかった。将来の医療費は、今年の8月から10月までの医療費を平均し、平均余命を見込んではいった。逸失利益は、本人の労働力が砒素中毒によってどの程度損失したかを計算してだした。医療費、逸失利益と、これまでの公害裁判の判例を参考にした慰藉料とを総合的に判断し、総体を「慰藉料」の名目で支払うことにした。(略)

この説明を聞いたあと、ぼくは日向荘へ行った。患者の休憩室へはいろいろとして、入口で、険しい顔をした県の職員に押しとどめられた。「取材を妨害するのか」と振りほどいて、中へはいった。この職員もついてきて、聞き耳をたてた。すべてこの調子だった。途中経過を報道され、「安すぎる」と反発が起って交渉の決裂することをよほど怖れたのだろう。患者を隔離して、秘密に進めようとする意図は明らかだった。(略)

患者さんは畳の部屋で、疲れた身体を横にして休んでいた。早朝から5時間、車に揺られて着いたばかりだ。佐藤鶴江さんに話しかけた。「齋藤先生から電話があつて、あわてて交渉場所を調べました。見つかってよかった」。鶴江さんは気まずそうな顔をした。あとからそっと「齋藤先生に連絡したことは黙っててください。内緒にするようにいわれとるから」と耳打ちされた。患者さんは固く口止めされていたのだ。(略)

鶴野秀男さんに「320万円とはずいぶん低額ですね。不満でしょう」ときいた。「金額を聞いたのは初めてです」と、がっかりした。「これは第1回の交渉でしょうが。納得いかんければ、来年に持越せばいい」。その言葉が力強く思われた。(略)

交渉が始まった。患者と鉦山側は向かいあってテーブルに着いた。坂本来・高千穂町長も臨席した。黒木知事のあいさつ。盛んにフラッシュがたかれる。(略)

鶴野秀男さんが立った。「斡旋をよろしくお願いします」(略)

式が終ると、「打合わせがあるから、記者の方は退席してほしい」といわれ、記者団は部屋を出た。秀男さんたちを激励しようと思って、ぼくは部屋の外で患者さんを待った。かなり時間が立った。県の職員が来て「まだいるのですか。待っても仕方ないでしょう。夜9時半にこの場所で環境長が途中経過を報告します。そのとき、また来れば」といった。さも親切そうな顔をして。原稿を書かねばならなかったぼくは、その言葉に促され「また出直そう」と引揚げた。そのとき、交渉は日向荘で続くと思いつめていた。ぼくだけではない。ほとんどの記者はそう信じ込まされていた。ペテンにかかったのだ。県の役人は、患者さんの隔離に必死だった。日向荘はセレモニーの場にすぎず、われわれが帰ったあと、患者さんたちの移動が始まった。

(略)支局に帰ると、齋藤先生や弁護士から電話がかかっていた。患者さんの行方がわからなくなった、という。あわてて調べた。日向荘にはだれもいなかった。顔合わせがすみ、報道関係者が去ると、すぐにどこかへ消えたのだ。ねらいは、患者さんと支援者の連絡を断つこと。高千穂町の家族も、どこに行ったか知らされていない。こうして、社会党県議が県議会で「密室の強姦」と表現した補償交渉が、市内のどこかで展開されたのだ。

午後9時半、後藤環境長が日向荘のロビーに現れた。「どこへ患者を連れて行ったのか」の問いに「秘密、秘密」と笑いでごまかしながら、途中経過を発表した。回転イスをくるくる回す態度に余裕があった。われわれを煙にまいたことが、痛快だったのか。

「6時半から患者1人1人に斡旋委員会の案を示し、その内容を説明して、どう思うか聞いている。時間がかかるので、全員とのひと通りの折衝はまだすんでいない。具体的に“よろしい”との返事はもらっていない。元気がいいので、町長を中に入れて頑張ってもらっている。見通しはまだはっきりしないが、会社とは明朝話し合い、できれば午後調印したい。昼食のあと2時ごろには調印にこぎつけるつもりだ。斡旋案には根拠があり、しかも患者への配慮は十分してあるから、繰り返し説得すれば納得してもらえと思う。今晚9時までには3人に対する説明が終り、そのうち2人が上積みを要求した。今晚中に7人への説明を一通り終えたい。交渉の場所は、市内の旅館としかいえない」

発表は簡単に終わった。ぼくは共同通信の金田記者といっしょに日向荘を出た。金田記者が「後藤環境長のあとをつけよう」といった。「やろう」と同意した。われわれは宮崎市民会館の陰にタクシーを待たせた。後藤環境長はなかなか出てこない。しばらくして、あるベテランの県政記者が日向荘のへいに沿って歩いてきた。そのあとブルーのタクシーがすべるように走り出した。男の客が一人乗っている。「これだ！ つけてくれ」。追跡を

始めた。上野町から県病院横へ。「あまり近づかないように。気付かれるとまずい」。高千穂通りを渡ってさらに北へと、タクシーは走った。裏道なので、車の流れは少ない。「うまくいっているな」と思ったとき、男がうしろを振り返った。あわてて身を伏せた。後藤環境長に間違いない。しかし、気付かれたようだ。ブルーのタクシーは急にスピードをあげた。(略) タクシー会社へ行ってみた。ナンバーは追跡のとき書きとめてある。無線係に頼んだ。「このナンバーの車が 10 時ごろ、どこかの旅館でお客を降ろしたのですが、それがどこだったかきいてもらえませんか」。無線係は軽く引受けて、その車の運転手を呼んだ。返事はこうだった。「たずねて来たのは新聞記者じゃないですか。お客さんから、どこで降りたか新聞記者にしゃべりたいかん、と口止めされましたから」

いったいなにを恐れて、これほどまでに警戒するのか。そんなに後ろめたいことをやっているのか。憤りがこみあげた。とともに、その交渉を制止できなかった自分が惨めになった。

(略) 患者さんは 28 日午後 2 時すぎ、県庁へ姿を見せた。ぼくは玄関で迎えた。佐藤鶴江さん、鶴野秀男さん、クミさん……、なじみの顔を見るのが辛かった。話しかけようとしたが、言葉がない。どう切り出せばよいのか。最高 350 万円、最低 200 万円、7 人の合計 1680 万円。前日の斡旋案より合計でたった 160 万円上積みされただけだった。

(略)

式が始まった。住友金属鉱山の河上社長はこう話した。(略)

患者を代表して、鶴野秀男さんがあいさつした。「みなさんに厚くお礼を申し上げます。会社の方は、自分たちが操業して公害を起こしたわけでもないのに、補償していただいております。これからも会社が先頭に立って、公害のない社会をつくってください。わたしたちも保養して、一日も長生きできるようにします」

(略) 県政記者室で患者さんを代表して、鶴野秀男さんと佐藤鶴江さんのインタビューがあった。秀男さんの口をつくのは、無念の言葉だった。

「わたしとしては、身体全体の症状について、補償を認めてほしいといいました。ところが、砒素による症状は皮膚に限られるとするのが、いまの科学の限界だといわれ、その他の病気は持病にされてしもたどです。それで、補償額は安くなりました。内臓疾患をぜひ補償の対象に含めてくれ、と強く主張したとですが、医学的に認められんといわれては……。慢性砒素中毒の研究を今から始めて、医学的に認められるのは、10 年先かもっと先かわかりません。今まで医者や弁護士とも相談してきましたが、認定した症状が軽いということでは、裁判に持込んでも対抗してやっていけるとの確信が持てんずくでした。それに訴訟は長引くことですし……」

(略)「納得いかねば来年に持ち越す」。27 日そう語った秀男さんが、翌日はしぶしぶ県の斡旋に従った。そんなに県の壁は厚かったのか。増額の見通しは立たなかったのか。交渉内容はどうであったのか。多くの疑問を残して、年が明けた。土呂久に粉雪が舞っていた。宮崎から車を走らせて約 5 時間、この山村の集落を訪れるのは、ちょうど 10 回目

であった。懺悔の訪問は気が重かった。そして、こらが「最後」になるだろう、との予感がした。(略)

鶴野秀男さんの家へ回ったとき、すっかり日が暮れていた。一家の夕食が終わったところだった。

——年内の解決は考えとらんだったのですがね。いちばん最初の交渉から問題にならんとって、話し合いには応じなかったんです。それなのにまとまったのは、慢性砒素中毒症は今から研究し始めて、30年50年たって認められても遅すぎるからね。やむをえんと思うて了承したとです。福永ちいう職員が350万円の内訳を4時間かかって説明してくれたえど、覚えておらんですね。むずかしゅうて。皮膚障害を、これまでにわたしが病気にかかった医療費の何パーセントとみるかが問題やが、パーセントを出したところで、皮膚病で病院へ通ったことはないから、金にならんちいうんです。医療費とこんごの逸失利益は数字にでらんから、県がうまい具合に計算して出した。そうせんと金額がはじめんから、というわけですよ。砒素の影響が皮膚だけとは考えられんですね。ところが証明されんことには、どうも突っ張りがようきかん。(略)

秀男さんは鉾山に2100万円の要求を出すつもりだった。鉾山の排出した砒素や亜硫酸ガスの影響で、呼吸器や目をやられたと主張し、独自に医療費、逸失利益、精神的苦痛の代償をはじいた額だ。受け取ったのはその6分の1。要求を書いた書類は、12月28日夜、交渉を終えて家に帰り着いたあと焼いたという。燃えあがる炎を見ながら、胸にたまった無念の思いがいっしょに燃え尽きることを願った、という。

土呂久へ行ったのは、それが最後だった。この年の3月、ぼくは転勤で宮崎を去った。それから何度か、宮崎を訪れる機会あったが、土呂久まで足をのばさなかった。いま土呂久が求めるのは、善意ではない。根を降ろした実践だ。痛切に感ずるだけに、安易な気持で、土呂久のくねった山道を再び登りたくはない。そしてその実践が、新聞記者の職業と両立するはずがないことを、おそらくぼくは直観しているのだ。

151-4 日弁連公害対策委員会による第一次知事斡旋批判

「休廃止鉾山鉾害報告書」(1975年9月;日本弁護士連合会公害対策委員会) P70~P82

(II) 県知事斡旋の問題点

(略) 通常ならば被害者が相互に十分な検討を行ったうえ要求書を取りまとめ、これを一括して加害企業に提出し、その要求をめぐって補償交渉が進行するのが斡旋の常態であるが、本斡旋の過程ではこのような経過は全くみられない。とりわけ第一次斡旋の場合は認定患者が要求事項の検討をするいとまもなく、被害者を旅館に置いて、代理人をつけることはもとより、外部の人との連絡や接触を一切断ったうえ、深夜まで県の職員が一人一人個別に説得し、翌日には確認書に調印させるというやり方で、一気に結論にもっていつてしまっている。(略)

第一次斡旋は宮崎県の公害行政に対する信頼を著しく失墜させた。法律上も疑問の点が少なくない。例えば被害者から斡旋を依頼されたのは宮崎県知事であるが、実質的な斡旋は県知事ではなく、県環境長が行っている。だとすると県環境長は県知事から特別な委嘱でも受けたのか、もしそうでなくて環境長の職務として当然なすべきことをなしたのだとすると、斡旋は県知事ではなく県が行ったといえないか。(略)

又、一体これを斡旋と呼ぶことが正しいだろうか。斡旋とは当事者間の和解を仲介することである。調停或いは仲裁と異なり合意の成立を目指すものではない。双方の主張の要点を確かめ、公正な解決がなされるよう努めるのが斡旋であって、解決の見込がなければ斡旋は打ち切られるから、当事者の利益を奪うおそれも少ない。だからこそ行政機関が行う紛争解決方法として認められる正当な理由がある。土呂久における第一次斡旋の実態は、法律上の斡旋には該当しない。それは法律上何と呼ぶべきか。根拠は何か。(略)

このような法律的疑義は、県知事と対比してすべての面で弱い立場の被害者に対し、その利益と反する方向に向けられ、前述した第一次斡旋の強引な密室交渉となった。県は一連の補償斡旋にあたって弁護士その他の代理人が就くことを拒否しつづけたが、その根拠はあいまいである。